

婚姻届の記載例と記載上の注意点

婚姻届

令和 10年 10月 10日 届出

宮崎県都城市長 殿

令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日

届出する日付をご記入ください。
届出日が法律上の婚姻日となります。
未来や過去の日付での受付はできません。

○届出時に登録している住所をご記入ください。
○婚姻届だけでは住所異動や世帯合併はできません。
○必要に応じて、別途住所異動届を提出してください。

○婚姻届により夫婦の戸籍ができます。
○夫の氏、妻の氏のいずれかを選択してください。
○新本籍の欄は、夫婦の本籍の設定欄です。注意点を必ずご確認ください。

初めての婚姻の場合は「初婚」に、再婚の場合は「死別」か「離別」をチェックし、死別日もしくは離別日をご記入ください。

(1)	氏名	夫になる人 おつの こうたろう 氏名 乙野 甲太郎	妻になる人 みやこのじょう ゆめこ 氏名 都城 夢子
	生年月日	平成 元年 8月 8日	平成 2年 3月 3日
(2)	住所	宮崎県都城市早鈴町 18街区5号 世帯主の氏名 乙野 甲太郎	宮崎県都城市都北町 5225番地1 世帯主の氏名 都城 良夫
	本籍	宮崎県都城市早鈴町 18 番地 番 筆頭者の氏名 乙野 一男	宮崎県都城市都島町 803 番地 番 筆頭者の氏名 都城 良夫
(3)	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 乙野 一男 続き柄 二男 母 乙野 幸子	父 都城 良夫 続き柄 二女 母 都城 梅子
	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の回の方の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) <input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 宮崎県都城市早鈴町18 番地 番 <input type="checkbox"/> 妻の氏	
(4)	同居を始めたとき	令和 9年 7月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとときのうち早いほうを書いてください)	
(5)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別) 年 月 日 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	

届出人の欄は夫になる人、妻になる人それぞれの婚姻前の氏にて、自筆署名をお願いします。

届出人署名 (※押印は任意)

夫 **乙野 甲太郎** 印 妻 **都城 夢子** 印

事件簿番号

連絡先 電話 (090) 1234 - 〇〇△△ () 方

平日午前8時30分から午後5時15分までに連絡の取れる電話番号をご記入ください。

届書はA3サイズで提出してください。
○黒のボールペンを使用し、丁寧に記入ください。消せるボールペンや鉛筆などは使用しないでください。
○土日祝日、業務時間外に届出する場合は、警備員室での受付になります。翌開庁日以降に戸籍担当が記載内容を確認し、不備がなければ届出された日にさかのぼって受理となります。
○記入漏れ、誤りなど書類に不備がある場合や受理できない状態の場合は、後日来庁いただくことがあります。
○都城市役所の業務時間は、平日午前8時30分から午後5時15分です(年末年始を除く)。

署名 (※押印は任意)	乙野 一男 印	都城 元気 印
生年月日	昭和 36年 12月 3日	平成 5年 6月 30日
住所	宮崎県都城市高城町 穂満坊306番地	宮崎県都城市中町 17街区11号
本籍	宮崎県都城市早鈴町 18 番地 番	宮崎県都城市天神町 1943 番地 番

○婚姻届出には、成人者二人(親族、知人でも可)の証人が必要です。
○それぞれ証人本人の自筆署名、生年月日、住所、本籍を証人本人がご記入ください。証人が夫婦の場合でも、氏や住所、本籍は省略せずご記入ください。
○証人欄が、未記入や疑義がある場合は受理できません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

どちらかが再婚で、再婚の方の氏を選択した場合、新本籍の記載は不要です。

同居を始めたとき、または結婚式を行ったときをご記入ください。
まだ同居も結婚式もしていない場合は、空欄で差し支えありません。

※注意点

- ◆初婚かつ令和4年4月1日時点で16歳以上18歳未満の女性は、父母の同意が必要です。別途婚姻同意書を添付していただく必要があります。婚姻同意書の様式は、各市区町村の戸籍担当窓口にあります。
- ◆新本籍は、届出する時点で存在する土地の地番号に置くことができます。なお、住居表示の場合はその街区符号となります(例：都城市姫城町6街区21号の場合には都城市姫城町6番となります)。アパート名等は本籍には入りません。
- ◆新本籍を設定することが可能かは、新本籍を設定する市区町村役場にお問い合わせください。
- ◆婚姻後の夫婦の戸籍の証明は、新本籍を設定された市区町村で発行されます。
- ◆婚姻届出後、記載内容の審査を行いますので、すぐに戸籍や住民票の証明は発行できません。(概ね婚姻届出から1~2週間後に証明発行できます。)
- ◆ご不明な点は、市区町村の戸籍担当にご相談ください。